

◎新潟県告示第708号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成26年1月17日新潟県告示第37号により指定し、平成27年7月7日に一部指定を解除した要措置区域の全部について指定を解除する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を解除する要措置区域  
五泉市赤海二丁目219番2の一部及び266番2の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた指示措置等  
原位置での浄化による除去